

令和元年度第1回精華町男女共同参画審議会摘録

令和元年7月8日(月)

9時30分～10時50分

役場庁舎3階 入札室

【事務局】令和元年度第1回精華町男女共同参画審議会を始める。

【事務局】昨年、「働き方改革関連法案」に関する労働基準法が改正・施行、5月に職場のハラスメント対策の強化を柱とした女性活躍・ハラスメント規制法が成立した。本町ではすべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざしており、男女共同参画の推進にご尽力いただきたい。

【事務局】審議会に入る前に、新委員を紹介する。学研都市精華・西木津地区研究機関協議会会長である日本電産㈱の栗津康様、けいはんな学研都市精華地区まちづくり協議会会長である㈱タカコの石崎義公様、精華町自治会連合会会長である中川善太郎様である。

【事務局】本審議会は、平成25年10月に施行の精華町男女共同参画推進条例に規定された、地方自治法第138条4の3に基づく地方公共団体の附属機関の会議であり、その運用は精華町男女共同参画推進条例施行規則に基づき執行する。本会議は、会議開催の事前告知、傍聴可能、会議結果が原則公開である。本審議会は、精華町男女共同参画推進条例施行規則の規定に基づき会長が議長として会議を進行する。これより会長に会議進行をお願いする。

【片上会長】1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、その後、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、働き方改革関連法などが施行された。男女共同参画担当大臣が任命され、男女共同参画は国家レベルでの施策として、時代の流れや実態に即して実行されている。精華町では、2003年に男女共同参画推進懇話会が発足し、2005年に精華町男女共同参画計画が策定、発足から10年かけて2013年に精華町男女共同参画推進条例が制定された。そして、精華町男女共同参画審議会が発足し、2年後、精華町第2次男女共同参画計画が策定された。このように当審議会は歴史ある会合であり、より良い住みやすい働きやすい環境の構築に担うところが大きい。活発な発言及び審議の進行をお願いしたい。

【片上会長】これより会議を進める。本日の出席委員は13名中10名であり、精華町男女共同参画推進条例施行規則第10条第2項の規定により、審議会の成立を報告する。

【事務局】<資料の確認>

【片上会長】これより議事に入る。「平成30年度男女共同参画進捗状況について」を説明願う。

【事務局】<精華町第2次男女共同参画計画平成30年度進捗状況調査結果、精華町特定事業主行動計画平成30年度進捗状況結果、入札参加資格審査申請時における平成30年度男女共同参画推進状況調査結果について説明>

【片上会長】委員の意見や質問を募る。

【田中委員】男性が育児休業を取得し復職すると、居場所がなくなっていたり、転勤を命じられる事があると聞いたことがある。精華町では男性の育児休業取得率が0%であるが、そのような問題はないのか？

【田尻委員】居場所がなくなったり、出世コースから外れるかもしれないと考えると、育児休暇を取りづらと思う。

【田中委員】こういう問題が一番障害になると思うので、企業は真剣に考えていかなければならない。

【事務局】先程に報告したとおり、アンケートによると約11%の企業では男性も育児休業を取得している。精華町では、平成30年度は育児休業取得者はいなかったが、28年度は1人取得した。役所は、エキスパートではなく、どこの課でも働けるオールマイティーな職員を育てていることから、育児休業を取得して戻ってきても人事評価に直に影響することはない。

【吉井副会長】平成30年度に育児休業取得対象者が9名いて取得者が0名ということだが、取得しなかった理由をインタビューしてまとめてはいないのか？

【事務局】追跡調査はしていない。ただ、対象職員や人事担当者から、育児休業を取得すると、減収になる所得の問題と、仕事に穴があくという意識の問題があると聞いている。

【吉井副会長】同じ雇用形態であるのに、育児休業取得率は女性は100%で男性は0%ということは、働きやすさに問題があるかもしれないので、インタビューなど調査が大事だと思う。また、平成28年度に1名取得された方にも、その後の調査をし公表すべきだと思う。

【田尻委員】世の中は進歩しているので、テレワークなどハイテク機器を活用しながら、職場と一部関係を持ちながら働くという工夫をされたら良いと思う。

【片上会長】土木技術と建築技術の女性職員の採用割合は0%であるが、採用試験の女性割合は0%ではないのは、どういうことなのか。

【事務局】建築技術では、追加募集を行ったところ4名の応募があり、そのうち1名が女性であったが、採用者1名に該当しなかった。

【吉井副会長】ポジティブ・アクションとして、男性の多い職場部門で、「ほぼ同じ位のレベルであれば女性を採用する」という一文を記載すれば、女性受験生が増えるし、精華町を対外的にもアピールできると思う。

【事務局】採用にあたって、筆記試験は点数どおりであるが、面接の際、面接官は同じ男女採用比率となるよう意識している。ただし、試験を受けている男女の人数比は考慮しなければならない。精華町は余裕のない職員数で頑張っており、休暇は取りにくい。また昨今は災害が多く、女性に対する配慮もあり男性は特に休みにくいという状況になっているが、採用の際は男女比率を意識している。

【吉井副会長】面接官に女性は入っているか？面接官に女性が入っていないことは問題であり、女性を入れるというポジティブアクションをとることもできる。

【事務局】女性管理職が入っている面接会場もある。

【子谷委員】一般事務職員の女性割合は、27.3%であるが、役場に来ると女性が多い感覚がある。正職員以外の嘱託職員の方の割合は？

【事務局】正確な割合は把握していないが、現業職は嘱託職員の割合が非常に多い。役場でよく訪れられる2階の住民部、健康福祉環境部は嘱託職員の割合が非常に多く女性が多いが、3階の事業部、教育委員会、5階の総務部は男性職員の割合が高い。

【片上会長】次の議題に入る。「令和元年度男女共同参画推進事業実施計画について」を説明願う。

【事務局】＜令和元年度男女共同参画推進事業実施計画について説明＞

【片上会長】委員の意見や質問を募る。

【田中委員】精華町人権啓発推進委員会の総会の時に、テレビで女性の地域参画に関するDVDが放映されていた。地域の女性リーダーを育てていくために、良い内容であったが、いつも流しているのか？精華町は、「京都府女性の船」の参加者が多いが、地域の女性リーダーを育てることが目的であるから、このような勉強も大事だと思う。審議会等でも上映していただきたい。

【事務局】昨年度末に購入したものである。今後、利用について検討していきたい。

【吉井副会長】今年度、精華町第2次男女共同参画計画の見直しということであるが、目標を上げることはあっても下げることはないように配慮をお願いしたい。ワーキンググループはどのような内容でどういう流れで動いているのか。来年度にテーマを決めるのであれば、男性育児休業取得対象者にインタビューをしてはどうか。

【事務局】ワーキンググループは、主に若年層を中心とした十数名で一年間の期間で委任している。昨年は、管理職と一緒に同じ内容の研修と、2月に精華南中学校でLGBTの授業を審議会委員と一緒に見学いただいた。毎年変わるメンバーに年に1～2回集まってくただけなので、なかなか成熟した研究会にはならない。この会議を活用して、1人でも多くの職員に、男女共同参画、働き方改革、女性活躍推進についての視点での意識改革を図るねらいがある。

【吉井副会長】ワーキンググループはグループで議論し、結果を感想文であれ、対外的に何か結果をオープンにできるものの方が良いと思う。

【事務局】本来の趣旨は、研究成果を見せるべき研究会を立ち上げることであるが、まだそこまで取り組めていない。委員の任期が1年であることから、啓発のレベルで開催しているので、レポートなど研究成果として形のあるものを残せてはいない。

【吉井副会長】来年度は、メンバーを総入れ替えではなく、今年度のメンバーを一部残してリーダーになってもらい、繋いでいって、結果を他の職員の方に公表するように変更することが必要では。十数名が啓発を受けて、その人たちの意識が向上しても、繋いでいく形にしないと広がらないと思う。

【事務局】意識啓発も必要であるが、研究会の成果が出せて、職員間で共有できる取組を目指してやっていきたいと思う。

【吉井副会長】精華南中学校の授業見学はとても良かった。他の方の感想文や、その感想文に対する学校からの反応もあれば、読みたかった。

【田中委員】以前、推進委員と討論したことがあるが、その続きをしたい。

【事務局】検討させていただきたい。

【田尻委員】多様性のある社会といわれている。カウンセリングが盛んな都市や、一ヶ月に一回はカウンセリングを受けなさいと、義務的に受ける体制となっている学校もある。カウンセラーはどこにも属しておらず評価など関係なく、何でも相談できる。日本は心の病気を抱える人がとても増えており、減ることはまずないことから、カウンセリングを受けられる体制を作っていく社会を考えないといけない。精華町で先進的にカウンセリングを考えていただけたらと思う。

【田中委員】全校にはないが、学校はスクールカウンセラーを配置している。しかし、精神的な心の相談ができる場所が必要である。心の病気を抱える人が増えており、深くつっこんだカウンセリングをすべきだと思う。

【事務局】人権啓発課では、日常、電話や窓口でいろいろな相談を受けている。人権啓発課の職員や、男女共同参画課のDV相談員が対応している。ただし、カウンセリング専門の技術・テクニックを学んでいる訳ではないので、一般的な人権問題の悩み事として相談を受けている。また、人権擁護委員の方に、月に1回、「人権・悩み事相談」として相談窓口を役場の中に開設いただいている。また、「精華町こころの相談室」として大和の家に事業を委託し、臨床心理士などの専門の資格をもった職員に相談を受けてもらうなど、いろいろな場面で相談を受けもらえる体制をとっている。

【田尻委員】カウンセリングを受けられる体制ができればありがたい。体については、健診をうけるようになってきているが、精神についてはまだである。職場においても社会においても、いつでも相談できる体制が必要である。ぜひ、精華町ではその分野においてがんばってもらいたい。

【田中委員】社会福祉課では、京都府で研修を受けられた「こころの健康推進員」による相談を、相談室の横の打ち合わせコーナーで実施されている。役場内で相談を受ける場所をまず作っていただきたい。

【田尻委員】そうなれば、育児で休暇を取る男性も増えてくると思う。上司に相談するには勇気がいるので、まず、赤の他人に聞いていただくということが大事だと思う。

【片上会長】他に意見がなければ、これで議事を終了する。

【事務局】積極的なご意見に感謝申し上げます。時間の関係から、発言いただけなかった場合は事務局まで連絡をお願いします。次回審議会の日程は、後日、調整させていただく。これで令和元年度第1回精華町男女共同参画審議会を閉会とする。